

## 野田市水道料金等関連業務包括委託公募型プロポーザル募集要項

### (目的)

- 1 この要項は、野田市水道部（以下「委託者」という。）が委託する野田市水道料金等関連業務包括委託における事業の適正かつ合理的・効率的な執行及び利用者に対するサービス水準の向上を図るため、検針業務及び収納業務、給水装置工事申請窓口関連業務及びお客様センターの運営等を行いうる民間事業者の中から、最も優れた能力を有する者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選考するため本事業を実施する事業者を募集するものである。

### (業務委託の名称)

- 2 業務委託の名称は、野田市水道料金等関連業務包括委託（以下「業務委託」という。）とする。

### (プロポーザルの方式)

- 3 提案者を公募により募集し、参加資格があると認めた者から提案を受ける「公募型プロポーザル」とする。

### (委託期間)

- 4 業務委託の期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

### (委託金額の上限)

- 5 委託期間における委託金額の上限は、775,625千円（消費税抜き）とする。

### (業務の範囲及び内容)

- 6 業務の範囲及び内容については、野田市水道料金等関連業務包括委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。ただし、契約締結の翌日から令和4年3月31日までの期間は、業務引き継ぎのための習熟期間として、現在業務委託を受託している者から、業務全般の内容を受け業務の遂行に支障をきたすことがないように引き継ぐものとし、これに要する費用は受託者の負担とする。又、契約満了前に新たな委託者に引き継ぐ場合も同様とする。

### (プロポーザルの参加資格要件)

- 7 プロポーザルへの参加は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たすものでなければならない。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 本市において業務委託の入札参加資格業者名簿に登録されていること。
  - (3) 次のいずれかに該当しない者であること。
    - ア 「野田市建設工事等暴力団対策措置要綱」又は「野田市水道事業建設工事等暴力団対策措置要綱」に基づく指名除外の対象者となっている者。
    - イ この公告の日から当該プレゼンテーションの日までの間において、「野田市建設工事等請負業者等指名停止設置要綱」又は「野田市水道事業建設工事等請負業者等指名停止設置要綱」に基づく指名停止を受けている者。
    - ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は当該入札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者。

- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者。
  - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者。
  - カ 野田市税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人税のいずれかを滞納している者
- (4) 過去10年以内に、給水人口15万人以上の自治体の水道事業に係る検針業務、収納業務（滞納整理業務を含む）、受付業務（窓口・電話・照会・郵送等）、開閉栓業務、給水停止業務、給水装置工事申請窓口関連業務及び電子計算処理業務を受託し、かつ3年以上継続して受託している実績があること。

#### (プロポーザルの実施スケジュール)

- 8 プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。

【公告】令和3年4月15日（木）

【参加申請書の提出期限】令和3年7月30日（金） 午後5時まで

【参加資格確認結果の通知日】令和3年8月2日（月）

【質問書提出期限】令和3年8月6日（金） 午後5時まで

【質問への回答】令和3年8月11日（水）

【提案書・提案見積の提出期限】令和3年8月26日（木） 午後5時まで

【プレゼンテーション】令和3年9月3日（金）

【受託候補者、次点候補者通知】令和3年9月6日（月）

【業務委託内容の詳細協議】令和3年9月7日（火）から9月14日（火）まで

【契約書の締結期限】令和3年9月21日（火）

【業務の習熟期間】契約締結日の翌日から令和4年3月31日（木）まで

【業務委託の開始】令和4年4月1日（金）

#### (プロポーザルの参加申請)

- 9 前記6に定める参加資格を有し、プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、令和3年7月30日（金）午後5時までに、野田市水道部業務課に、13部（正本1部及び写し12部）持参するものとする。

(1) 会社概要

(2) 実績調書（第2号様式に受託契約書の写し（給水人口が記載されているもの）を添付）

(3) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納税証明書（その3の3）

(4) 公契約条例に関する誓約書

(5) 参加資格要件に関する誓約書

- 2 前記の参加申請書の提出事業者が1者のみであっても、参加資格を有する業者であればプロポーザルを実施するものとする。

#### (プロポーザル参加資格の審査及び認定)

- 10 プロポーザル参加資格の審査は、事務局において行うものとする。

### (参加資格確認通知)

- 1 1 参加資格要件を審査した結果は、プロポーザル参加申請者に対し、「参加資格確認通知書」(第3号様式)により通知するものとする。

### (企画提案書の作成及び提出)

- 1 2 プロポーザルの参加資格を認められた者は、下記内容について書類を作成し野田市水道部業務課へ持参により提出するものとする。
  - (1) 会社概要、財務状況及び業務実績
  - (2) 業務体制及び業務執行計画
  - (3) 野田市水道部お客様センターの運営に関する企画及び技術提案(以下「企画提案」という。)
  - (4) 受付業務(窓口・電話・照会・郵送・相談等)に関する企画提案
  - (5) 給水管等問合せ対応・給水装置工事申込書等受付・占用申請等受付業務に関する企画提案
  - (6) データ入力業務に関する企画提案
  - (7) 検針・検算・測定及び精算業務に関する企画提案
  - (8) 開栓・閉栓業務に関する企画提案
  - (9) 収納業務・滞納整理業務に関する企画提案
  - (10) 給水停止業務に関する企画提案
  - (11) 検定期間満了水道メーター交換管理・給水装置管理・臨時用水管理精算業務に関する企画提案
  - (12) 電子計算処理業務に関する企画提案
  - (13) 個人情報保護に関する企画提案
  - (14) 防災・災害及び緊急時対策等危機管理に関する企画提案
  - (15) その他、料金収納事務及び検針業務に係る水道利用者へのサービス向上のための企画提案
  - (16) 業務達成見込み
  - (17) 提案見積書(第5号様式)及び提案見積金額内訳書
- 2 提出部数は、企画提案書(第4号様式)に(1)～(17)の書類を添付し13部(正本1部及び写し12部)、提案見積書及び提案見積内訳書13部(正本1部及び写し12部)を提出すること。
- 3 企画提案書(第4号様式)の提出期限は、令和3年8月26日(木)午後5時までとする。
- 4 提出された提案書類は、原則返却しないものとする。
- 5 提出書類の差し替えは一切認めないものとする。
- 6 提案書の作成及びプレゼンテーションに要する経費は、参加者の負担とする。

### (提案書類作成要領)

- 1 3 提出書類作成は、次のとおりとする。
  - (1) 企画提案書は、第4号様式を表紙として使用し、サイズはA4版縦長横書き左閉じとし、図表等でA3版を使用する場合は、A4版に折り綴じとする。提出書類は、2穴のファイルに綴り、前記の順に編纂すること。

(2) 会社概要、財務状況及び実務実績

- ① 会社概要は、会社設立年月日、資本金、事業内容、従業員の総数、水道料金等関連業務に従事している従業員数を記載すること。
- ② 財務状況は、直近2期分の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書を提出すること。
- ③ 業務実績は、第2号様式を使用して作成すること。なお、受託契約書の写し（給水人口が記載されているもの）を添付すること。

(3) 提案見積書等

- ① 提案見積書は、第5号様式を使用するものとし、提案見積金額は、委託の総額（5か年分）を記載（消費税及び地方消費税を含めない金額）し、企画提案書と合わせて提出すること。なお、提案見積書及び提案見積内訳書には、代表者印を押印し、封筒に業務委託名及び社名を入れ封印し提出すること。（令和2年度及び令和3年度野田市入札参加資格審査申請において、代理人として権限を委任されている場合は代理人の氏名及び印を押印）
- ② 企画提案書には、本提案見積金額を記載しないこと。

**(企画提案書類に必要な資料の閲覧等)**

14 企画提案書類の作成のため、必要に応じて資料の閲覧又は貸出しができるものとする。ただし、個人情報等の記載のあるものについては、閲覧等はできないものとする。

- (1) 閲覧期間は、公告日の翌日から質問書の提出期限までとする。
- (2) 時間は、午前9時から午後5時までとする。（ただし正午から午後1時までの間を除く）
- (3) 場所は、野田市水道部業務課とする。
- (4) 貸し出した資料は、翌営業日までに返却すること。

**(質疑応答)**

15 本実施要項及び仕様書その他業務委託に関する質問は、質問書（第6号様式）により電子メールにて事務局へ提出すること。

- (1) 質問書の提出期限は、令和3年8月6日（金）午後5時までとする。
- (2) 提出先は、野田市水道部業務課とする。

2 質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和3年8月11日（水）に野田市水道部公式ホームページにおいて公表する。

**(企画提案書の取り扱い)**

16 次のいずれかに該当する提出書類については、無効とし審査の対象外とする。

- (1) 企画提案書及び提案見積書に記名押印のないもの。
- (2) 1つの提案事項に対して、複数の企画提案を行った場合。
- (3) 同一事項に対して、二通り以上の書類が提出された場合。
- (4) 共同事業体で作成し提出した書類。

**(プロポーザル参加の辞退)**

17 プロポーザル参加を辞退する者は、プレゼンテーション実施日までにプロポーザル参加辞退届（第7号様式）を野田市水道部業務課に提出するものとする。

- 2 プロポーザル参加辞退届の提出方法は、持参又は郵送とするが、提出前に必ず電話連絡をすることとする。なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

#### (プレゼンテーションの実施)

- 18 プレゼンテーションを次のとおり実施する。

(1) プレゼンテーションは、企画提案書の提出があった順に行うものとする。

(2) プレゼンテーションの実施日等は、次のとおりとする。

ア 実施日 令和3年9月3日(金)とする。なお、時間については、後日連絡するものとする。

イ 場所 野田市水道部大会議室

(3) プレゼンテーションは、受託後に行うこととなる業務の内容に精通した社員が行い、参加できる人数は7名以内とする。なお、出席予定者の役職、氏名を提案書等と同時に任意の書式で提出するものとする。また、提出後、変更があった場合は、速やかに連絡することとする。

(4) プレゼンテーション時間は30分以内、質疑応答時間は30分以内とする。ただし、プロポーザル参加者数により変更することがある。

(5) プレゼンテーションに必要なプロジェクター及びスクリーンはプロポーザル参加者で用意することとする。なお、提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできないこととする。

#### (評価基準)

- 19 最も優れた提案を行ったプロポーザル参加者を決定するための方法及び評価基準を示し、プロポーザル参加者の行う提案の具体的な指針として、「野田市水道料金等関連業務包括委託に係る公募型プロポーザル評価基準要領」(以下「評価基準書」という。)を定める。

#### (審査及び受託候補者の選定)

- 20 選定委員会は、プロポーザル参加者が企画提案書の内容等に関するプレゼンテーションを行った後、プロポーザル参加者から提出された企画提案書等を評価基準書に基づき審査する。

2 受託候補者の選定は、評価基準書に定める最低基準点を満たしているもののうち最も高いものを受託候補者と選定し、次に高いものを次順位候補者として選定する。

3 企画提案書の提出が1者のみであった場合でも審査を行い、企画提案書の内容を精査し、評価基準に定める最低基準を満たしている場合に限り、その者を受託候補者と決定する。

#### (選定結果の通知)

- 21 受託候補者決定後速やかに審査結果をプロポーザル参加者に書面で通知する。

(1) 野田市水道料金等関連業務包括委託事業者選定結果通知書(第8号様式)により通知する。

(2) 選定結果は野田市水道部公式ホームページにおいて公表するほか、プロポーザル参加者すべてに書面で通知する。なお、電話による結果の回答は行わない。

また、選定結果に対する質問や異議については、一切受け付けないものとする。

#### (失格条件)

- 2 2 プロポーザル参加者及び受託候補者に、次のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、プロポーザルの応募又は受託候補者の決定を取り消すこととする。
- (1) 資格要件を満たさない場合
  - (2) 提案書作成等に係る不正行為が認められた場合

#### (契約の交渉及び締結)

- 2 3 受託候補者と業務に係る随意契約の見積徴取、企画提案書、仕様書等の契約交渉を行うものとする。ただし、受託候補者に事故等があり、見積書等の徴取が不可能となったときは、次順位者を契約交渉、見積書徴取の相手方とする。
- 2 契約保証金は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、受託者が保険会社等との間に委託者を被保険者とする履行保証保険を締結した場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができるものとする。

#### (支払条件)

- 2 4 前払金は支払わない。
- 2 支払方法は、令和4年4月から令和9年3月までの60か月を毎月均等払いとする。
  - 3 受託者は、当月分の業務完了報告書及び完了届を翌月の5日までに野田市水道部業務課まで提出するものとする。
  - 4 委託者は、前項の書類の検収合格後、受託者から請求書の提出があった場合には、請求書の提出があった日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

#### (業務の再委託)

- 2 5 受託者は、委託者の承認を受けた場合に限り、業務の一部をほかの者に再委託することができるものとする。
- 2 委託者は、再委託することが適当でないと判断した場合には、再委託は承認しないものとする。
  - 3 受託者は、業務の全部を再委託することはできないものとする。

#### (リスク管理)

- 2 6 本業務におけるリスク管理は、適正にリスクを分担することを目的とするもので、業務遂行上の責任は原則として、受託者が行うものとする。ただし、委託者が責任を負うべき合理的な理由がある場合には、受託者と協議し、委託者がこれを負うものとする。

#### (保険等の加入)

- 2 7 受託者は、委託期間において受託者の責に帰すべき事由により生じる損害等に対応できる保険等に加入し、保険等に加入したことを証する書面の写しを委託者に提出するものとする。

#### (公契約条例等)

- 2 8 公契約条例等の適用については、次のとおりとする。
- (1) 条例等の適用

「野田市公契約条例」及び「野田市水道事業管理者の所管に係る野田市公契約条例施行規程」の適用を受けることから、当該業務に従事する適用労働者に令和4年4月1日時点の水道事業管理者が定めた賃金等の最低額以上の賃金を支払わなければならないほか、労働者の適正

な労働条件の確保等を行うこと。

また、受託者は、適用労働者に対し最低額以上の賃金を支払わなければならないほか、条例等に基づく必要な事務手続を行わなければならない。

なお、別表1の「水道事業管理者が定める賃金等（令和3年度適用分）」に記載されている1時間当たりの賃金等の最低額については、令和4年4月1日までに見直される可能性があるため、見直された場合はその額を遵守すること。

## (2) 最低額

当該業務に適用される最低額は、令和4年4月1日時点の水道事業管理者が定めた賃金の最低額とする。

ただし、千葉県について決定された最低賃金法(昭和34年法律第137号)第9条第1項に規定する地域別最低賃金（以下「最低賃金」という。）が改定された場合において、次の最低額改定基準に該当したときの翌年度の最低額は、最低賃金が改定された日が属する年度（以下「最低賃金改定年度」という。）の最低額に最低賃金改定年度中に決定された最低賃金を前年度中に決定された最低賃金で除して得た数（小数点以下第5位を四捨五入）を乗じて得た額（小数点以下第1位切上げ）とする。（計算式1）

なお、最低賃金改定年度の翌年度の適用労働者に支払われる賃金が最低額と比較して不足する場合は、その不足分について委託者が負担することとする。負担の方法については、委託者と受託者で協議の上決定する。

$$\text{(計算式1)} \quad \text{翌年度の最低額} = A \times B / C$$

A：最低賃金改定年度の最低額

B：最低賃金改定年度中に決定された最低賃金

C：前年度中に決定された最低賃金

### <最低額改定基準>

最低賃金改定年度の最低額から最低賃金改定年度中に決定された最低賃金に当該最低賃金を前年度中に決定された最低賃金で除して得た数（小数点以下第5位を四捨五入）を乗じて得た額（小数点以下第1位切上げ）を差し引いた額が10円に満たない場合（計算式2）

$$\text{(計算式2)} \quad A - B \times B / C < 10$$

別表1 水道事業管理者が定める賃金等（令和3年度適用分）

職 種	1時間当たりの賃金等の最低額
事務員	1,043円
事務員補助	978円
検針員	1,200円

### (3) 比較する賃金の構成

最低額と比較する賃金は、最低賃金法に基づく最低賃金制度に定める「所定内給与」のうち、基本給及び諸手当（精皆勤手当、通勤手当、家族手当は除く。）とし、これらの賃金等を1時間当たりに換算した額となる。

また、次の手当は比較する賃金に含めない。

- ・ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ・ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ・ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増金など）
- ・ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ・ 午後10時から午前5時まで間の労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

(4) 最低額以上の支払いが適正に履行されているかを確認するために必要な書類を提出するものとする。

(5) 最低額以上の支払いの履行が確認できない場合は、立入調査、是正命令等の措置を行い、それでも改善が見られない場合は契約を解除するとともに、その内容を公表することとする。

### (債務不履行への対応)

29 業務の継続が困難となった場合は、次のとおりとする。

#### (1) 受託者の債務不履行による場合

ア 受託者の提供するサービスが契約に定める仕様を下回る場合、受託者の責に帰すべき事由による債務不履行又はその疑いが生じた場合、もしくは法令等を遵守しない場合、委託者は受託者に対して改善の勧告を行い、一定の期間に改善策の提出及び実施を求め、受託者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、委託者は契約を解除することができる。

イ 受託者が、倒産又は財政状況が著しく悪化し、業務の継続が困難であると認められるときは、委託者は契約を解除することができる。

ウ ア又はイにおいて、委託者は契約を解除したことにより生じた損害の賠償請求を受託者にすることができるものとする。また、受託者は、業務に支障のないよう業務を委託者に引き継ぐものとする。

#### (2) 委託者の債務不履行による場合

ア 委託者の責に帰すべき事由により業務の受託が困難になった場合は、受託者は契約を解除することができる。

イ アにおいて、受託者は契約を解除したことにより生じた損害の賠償請求を委託者にすることができるものとする。

(3) 不可抗力、その他、委託者及び受託者の責に帰することができない事由により業務の継続が困難な場合、委託者及び受託者双方は、業務の継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないときは、相手方に事前に書面によりその旨通知することにより、契約を解除することができるものとする。



**(お客様センターの管理運営)**

- 30** 委託者は、業務を行う事務所「野田市水道部お客様センター」を受託者に貸与するものとし、受託者は「野田市水道部お客様センター」を適正な管理運営のもと使用するものとする。
- 2 「野田市水道部お客様センター」の運営に伴う光熱水費、施設運営管理費(仕様書参照)は、受託者が負担するものとする。

**(業務実施状況の確認)**

- 31** 委託者は、受託者により提供されるサービスの履行を確認するため、定期又は随時に検査を行うことができるものとする。

**(法令等の遵守)**

- 32** 受託者は、各関係法令、野田市条例、規則及び規程並びに募集要項を遵守するものとする。

**(事務局及び提出先)**

- 33** プロポーザル参加者との連絡調整に係る事務局は、野田市水道部業務課に置く。

【提出先】野田市水道部業務課 〒278-0031 野田市中根324番地

【提出方法】事務局まで持参(質問書は電子メール)

【受付期間】令和3年4月15日から7月30日までの午後5時までに提出場所に必着

【受付時間】土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

【問合せ先】野田市水道部業務課

電 話 04-7124-5145 (代)

F A X 04-7124-3362

E-mail : [suidoubu-1@mail.city.noda.chiba.jp](mailto:suidoubu-1@mail.city.noda.chiba.jp)